

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター
優良品種・技術評価委員会品種評価基準
－初期成長に優れた第二世代品種－

(目的)

第1条 本基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第1項の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会が行う、林木の優良な新品種の開発に係る評価のうち、初期成長に優れた第二世代品種の評価を行うために定める基準である。

(評価基準)

第2条 初期成長に優れた第二世代品種の評価にあたっての基準を下の各号に定めるものとする。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領－初期成長に優れた第二世代品種－（平成年月日付け森林林育第号、以下「品種開発要領」という。）に定められた方法又はそれと同等の方法で品種開発が行われていること。
- 二 品種開発までの経緯、品種開発における調査データが明示されていること。
- 三 さし木検定林からの後方選抜による品種の初期成長については、品種開発要領第5条第3項に規定する評価偏差値が、原則として55以上であること。実生検定林からの後方選抜による品種の初期成長については、品種開発要領第7条第3項に規定する評価偏差値が、原則として55以上であること。実生検定林からの前方選抜による品種の初期成長については、品種開発要領第9条第2項に規定する評価偏差値が、原則として60以上であること。

(平成28年1月18日 制定)

(平成29年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)